

大阪府私学総連合会 退職資金事業  
負担金・納付金預金口座振替依頼書 (a)

令和 年 月 日

みずほ 銀行

支店御中

所又は 在住 地所	郵便番号					電話 ( )		番
みずほ銀行	支店	預金 種別 (普通・当座)	口座番号					
口座 名義	フリガナ						お届け印	

当校園は、公益財団法人大阪府私学総連合会 退職資金事業に支払う {負担金・納付金} を銀行口座振替によって上記名義の指定預金口座より次のとおり支払うこととしたいので裏面記載事項確約の上依頼します。

- 振替開始月 公益財団法人大阪府私学総連合会 退職資金事業の指定する月の口座振替請求書分より
- 振替依頼日 毎月20日 (当日が土日祝の場合は翌営業日)

銀行 用	検 印					印鑑照合

大阪府私学総連合会 退職資金事業  
負担金・納付金口座振替払出依頼書送付届 (b)

令和 年 月 日

公益財団法人大阪府私学総連合会 退職資金事業 御中

(預金者) → (金融機関) → (私学総連合会)

所又は 在住 地所	郵便番号					電話 ( )		番
校 園 名 ( 団 体 名 )								
職 名・氏 名 ( 代 表 者 名 )								
設 置 者 別 ( 右 に ○ を し て 下 さ い )	学校法人	宗教法人	財団法人	社団法人	個人立	その他団体		
みずほ銀行	支店	預金 種別 (普通・当座)	口座番号					
口座 名義	フリガナ							

※ フリガナは通帳表紙裏面のカナ表記どおり正確に記入してください。

当校園は、貴連合会に納める {負担金・納付金} を銀行口座振替によって上記名義の指定預金口座より次のとおり支払うこととしたいのでお届けします。

- 口座振替請求書送付先銀行 末尾奥書の銀行
- 公益財団法人大阪府私学総連合会 退職資金事業の指定する月の口座振替請求書分より
- 振替依頼日 毎月20日 (当日が土日祝の場合は翌営業日)

上記指定預金口座があることを証します。

(郵便番号)

(電話番号)

所在地

銀行名



≪ 切取り線 ≫

大阪府私学総連合会 退職資金事業の掛金  
自動送金（銀行口座振替）制度（b'）

1. 毎月20日（当日が土日祝の場合は翌営業日）にご指定の口座から負担金等を引き落としさせていただきます。
2. 振替日にご指定の口座の残高が振替金額（納付通知書記載額）に満たないときは、振替不能となりますのでご注意ください。
3. 毎月の負担金等については、納付通知書を納期日（自動送金日）の10日前発信にて連合会より送付いたします。

手

続

4. 本書表面の(a)と(b)の書類は切りはなさずに、みずほ銀行の口座（普通預金、当座預金）のある支店に提出してください。

確 約 事 項（a'）

1. 公益財団法人大阪府私学総連合会 退職資金事業から当校園が支払うべき負担金及び納付金の口座振替請求書が貴行に送付されたときは、当校園に通知しないで所定の振替日に指定預金口座から口座振替請求書記載の金額を払出し、公益財団法人大阪府私学総連合会 退職資金事業指定の口座に振込んでください。
2. 前項の手続きについては、当座勘定約定書、または普通預金の規定にかかわらず、当座小切手、普通預金払戻請求書及び普通預金通帳の提出は行いませんので、貴行所定の方法で処理してください。
3. 指定預金口座の残高が振替日において口座振替請求書の金額に満たないときは、当校園に通知することなく、口座振替請求書を返却されても異議ありません。
4. この預金口座振替契約は、貴行が必要と認めた場合には、当校園に通知されることなく解除されても異議ありません。
5. この取り扱いについて、仮に紛議が生じても貴行にはご迷惑をかけません。